

# 建設工事に係る入札・契約事務の改善について

## H30.4.1

苫小牧市では、建設工事に係る入札・契約の適正化を進めるため、次のとおり改善を実施します。

### 1 調査基準価格の改正について

資料①

本市が発注する工事及び工事に係る委託業務について、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を採用していますが、そこで用いる調査基準価格の算定式について、国において採用している中央公契連モデル\*（平成29年3月14日）の基準に合わせることにします。平成30年4月1日以降の公告分から適用します。

\*中央公契連モデル：工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

#### ※「苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領」の改正

	現行			国の基準		改正後	
工事	直接工事費	<b>95%</b>	※	<b>97%</b>	→	直接工事費	<b>97%</b>
	共通仮設費	90%		90%		共通仮設費	90%
	現場管理費	<b>85%</b>		<b>90%</b>		現場管理費	<b>90%</b>
	一般管理費	<b>60%</b>		<b>55%</b>		一般管理費	<b>55%</b>
<small>※浄水場及び下水処理場機械及び電気工事並びに建築衛生、建築空調、及び建築電気設備工事は<b>90%</b></small>							
設計業務 (土木設計を除く)	直接人件費	100%		100%	→	直接人件費	100%
	特別経費	100%	100%	特別経費		100%	
	技術等経費	<b>50%</b>	<b>60%</b>	技術等経費		<b>60%</b>	
	諸経費	60%	60%	諸経費		60%	
土木設計	直接人件費	100%		100%	→	直接人件費	100%
	直接経費	100%	100%	直接経費		100%	
	その他の原価	90%	90%	その他の原価		90%	
	一般管理費等	<b>20%</b>	<b>48%</b>	一般管理費等		<b>48%</b>	
測量	直接測量費	100%		100%	→	直接測量費	100%
	測量調査費	100%	100%	測量調査費		100%	
	諸経費	<b>40%</b>	<b>48%</b>	諸経費		<b>48%</b>	
地質調査	直接調査費	100%		100%	→	直接調査費	100%
	間接調査費	<b>100%</b>	<b>90%</b>	間接調査費		<b>90%</b>	
	解析等調査業務費	<b>70%</b>	<b>80%</b>	解析等調査業務費		<b>80%</b>	
	諸経費	<b>40%</b>	<b>45%</b>	諸経費		<b>45%</b>	

【調査基準価格の設定範囲】 予定価格の70%以上～90%以内

## (1) 目的及び効果

監理技術者及び主任技術者の専任期間を明確化することにより、建設工事の適正な施工確保と技術者の有効活用を図ります。

## (2) 改善内容

## ※「苫小牧市発注工事における主任技術者の兼任等に関する事務取扱要領」の策定

市から直接請け負った工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者の専任を要する期間は、契約日から検査完了日までが基本です。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」に示されている次の期間について市と受注者との間で設計図書又は打ち合わせ記録簿等の書面により明確になっている場合は、必ずしも工事現場の専任を要しません。

また、技術研鑽のための研修、講習、試験等で監理技術者等が短期間現場を離れることについて、適切な施工ができる体制を確保すること(代理又は必要に応じて現場に戻りうる体制)を条件に可能ですが、打ち合わせ記録簿等により、明確にしておく必要があります。

## ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間

例: 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間

## ② 工事を全面的に一時中止している期間

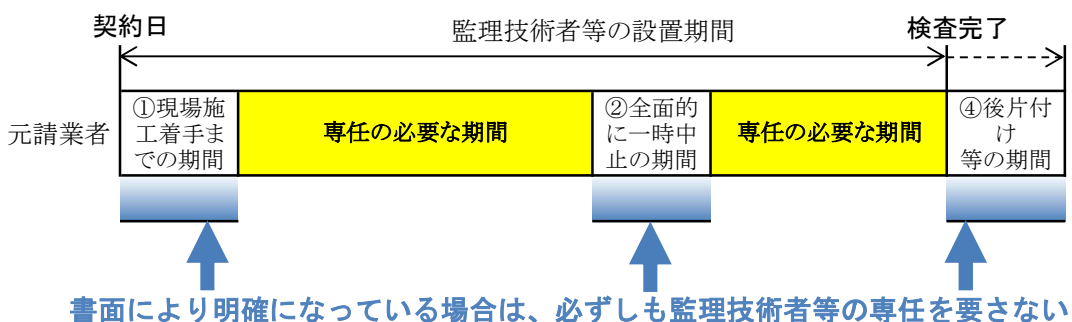
例: 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等

## ③ 工場製作のみが行われている期間

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事の場合

## ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、

事務手続、後片付け等のみが残っている期間



※監理技術者は適用外

#### (1) 目的及び効果

建設業法施行令第27条第2項の規定を適用し、主任技術者の専任要件を緩和し、密接な関連のある2つの工事を同一の主任技術者が兼任可能とすることにより、技術者の有効活用を図ります。

なお、当該規定は専任の監理技術者には適用されませんので、留意してください。

平成30年4月1日以降の公告分から適用します。

#### (2) 改善内容

##### ※「苦小牧市発注工事における主任技術者の兼任等に関する事務取扱要領」の策定

当面の間、次の条件をすべて満たす場合は、同一の専任主任技術者が契約工期(現場施工)が重なる建設工事を2件まで管理(兼任)することができるものとします。

ただし、いずれの工事の現場に従事するときであっても、兼務する工事の契約上の職務を免じられるものではありません。

- ①本市発注工事であること
- ②工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事  
又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること
- ③工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること
- ④同一の建設業者が施工する工事であること

#### (3) 兼任の手続きについて

一般競争入札に参加しようとする者が、苦小牧市発注の他の工事にすでに配置している専任の主任技術者を兼任させようとする場合は、事前に2つの工事の工事監督員(設計担当課)に相談の上、「専任主任技術者兼任届」を提出するとともに、入札参加申請書類(配置予定技術者調書)の提出時に「専任主任技術者兼任届」の写しを契約課に提出する。

#### (4) 留意事項

- ① 市発注工事の現場管理上、専任の主任技術者の兼任が認められない場合もあります。  
また、兼任が認められた場合でも、市が施工管理体制等が不十分と判断したときは、兼任を解除することがあります。
- ② 下請契約の合計が4,000万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)となる場合は、専任の監理技術者となりますので、兼任は認められません。
- ③ 専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、現場代理人の常駐義務(契約約款第10条)がありますので、専任の主任技術者は、他の工事の主任技術者・現場代理人を兼任できません。  
現場代理人の常駐義務緩和については、「苦小牧市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」によります。

## 4 条件付一般競争入札における配置予定技術者について

### (1) 目的及び効果

条件付一般競争入札における配置予定技術者について、複数人の技術者の申請を可能とすることにより、技術者不足の状況にある事業者の入札参加機会を拡大し、公正な競争性の確保を図ります。

平成30年4月1日以降の公告分から適用します。

### (2) 改善内容

#### ※「入札(見積)心得」に明記

条件付一般競争入札における配置予定技術者(専任の主任技術者又は監理技術者)について、次のとおりとします。

- ① 配置予定技術者は、工事着手時(契約締結日)において他の工事に専任する技術者であってはなりません。
- ② 工事着手時(契約締結日)に専任で配置することを前提に、同一の技術者を異なる複数工事の配置予定技術者とすることができます。
- ③ 参加資格申請時に配置予定技術者を特定することができないときは、1件の工事につき、基準を満たす技術者を3名まで申請することができます。(契約締結時にこれら候補者の中から配置技術者を選択)
- ④ 参加資格申請時に記載した配置予定技術者は、死亡、病床、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することができません。

### (3) 留意事項

- ① 原則、配置予定技術者については、契約の際に変更することはできません。
- ② 他の工事を受注(落札)したことにより、予定していた技術者(複数の申請がある場合は、全ての技術者)を配置することができなくなった場合は、直ちに当該入札を辞退しなければなりません。(入札日の前日までに辞退届を提出すること。)
- ③ 入札終了後に、当該工事の落札者が申請した配置予定技術者を配置することができないことが明らかになった場合、この入札を無効とします。  
この場合、当該事業者に対し、市は指名停止等の措置をとることがあります。